

## 第 8 章 老後の安定した生活のために

## 1. 国民年金制度

国民年金制度は、日本に住所のあるすべての人を対象として、老齢・障害・死亡について年金などを支給し、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的としています。

多くの人は働いているときに、貯蓄したり生命保険に入ったりして、老後や不慮の事故に備えています。しかし、平均寿命が延びて老後の生活期間が長くなつたこと、核家族化が進んでいることなどから、自力だけで不安なく快適に余生を過ごすことが困難になっています。こうした中、安心・自立して老後を暮らすための社会的な仕組みとして、国民年金制度は大きな役割を担っています。

## 2. 国民年金の加入・保険料

### (1) 加入者

#### (ア) 強制加入者

##### ・第1号被保険者

国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満の人で自営業者や学生など

##### ・第2号被保険者

厚生年金保険の被保険者または各種共済組合の組合員

##### ・第3号被保険者

厚生年金保険または各種共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人

#### (イ) 対任意加入者

① 国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人

② 昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳に達しても年金受給資格期間を満たしていない人(70 歳になるまで)

③ 外国にいる日本人で 20 歳以上 65 歳未満の人

### (2) 保険料

(ア) 保険料 1か月 17,510 円(令和 7 年度)

(イ) 付加保険料 1か月 400 円(将来受給する年金額を増やすため、定額保険料に上乗せして納めるもの)

### (3) 保険料の免除

保険料の免除には次の 2 つがあります。

#### (ア) 法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人や障害基礎年金の受給権者が対象で、該当届書を提出すれば免除されます。

#### (イ)申請免除

所得が少なく経済的に保険料の納付が困難な人は、免除申請書を提出して年金事務所の承認を受けます。なお、保険料の免除を受けた期間と年金額の関係は、下表のとおりです。免除の承認を受けた期間の保険料については、追納することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

#### ○学生納付特例

下表のとおりですが、一定額以上の所得がある場合は、この制度は認められません。学生納付特例の承認を受けた期間の保険料については、追納することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

#### ○納付猶予

年齢が20歳から49歳(学生を除く)の人で、所得(配偶者を含む)が一定額以下の場合に、申請により月々の保険料の納付が猶予されます。納付猶予の承認を受けた期間の保険料については、追納することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

表 免除制度ごとの対象者等の取扱い規定

区分 制度	対象者	年金請求時 の免除及び 資格期間へ の算入	年金額への 算入割合	保険料の 追納期間	所得審査の対象 者(審査対象とな る所得は前年 分)
免 除	全額	一般 (学生除く)	算入あり	1/2	10年以内 (3年目以降に 追納する場合は 加算額あり)
	3/4			5/8	
	半額			3/4	
	1/4			7/8	
納付 猶予	20~49歳 (学生除く)	学生	算入なし	2年以内	本人 配偶者 世帯主
学生 特例					本人 配偶者
未納者	被保険者	算入なし			本人

### 3. 適用状況

#### (1)被保険者状況

(単位：人)

区分 年度	第 1 号			第 3 号 (C)	合計 (A+B+C)
	強制加入(A)	任意加入(B)	計(A+B)		
R 2 年度	14,870	190	15,060	7,827	22,887
R 3 年度	14,512	172	14,684	7,491	22,175
R 4 年度	14,194	194	14,388	7,001	21,389
R 5 年度	13,993	183	14,176	6,548	20,724
R 6 年度	13,742	187	13,929	6,025	19,954

#### (2)付加年金加入状況

(単位：人)

区分 年度	被保険者数 (A) (法免・申免を除く)	強制加入 (B)	任意加入 (C)	計(D) (B+C)	加入率(%)
					(D)/(A)
R 2 年度	8,941	11	718	729	8.15
R 3 年度	8,525	7	711	718	8.42
R 4 年度	8,267	6	724	730	8.83
R 5 年度	8,285	7	686	693	8.36
R 6 年度	8,220	5	662	667	8.11

#### (3)保険料免除者状況

(単位：人)

区分 年度	強制被保険 者数 (A)	免 除 者 数			免 除 率 (%)		
		法免(B)	申免(C)	計(D)	法免(B/A)	申免(C/A)	計(D/A)
R 2 年度	14,870	1,419	4,700	6,119	9.5	31.6	41.1
R 3 年度	14,512	1,418	4,741	6,159	9.8	32.7	42.4
R 4 年度	14,194	1,450	4,671	6,121	10.2	32.9	43.1
R 5 年度	13,993	1,457	4,434	5,891	10.4	31.7	42.1
R 6 年度	13,742	1,447	4,262	5,709	10.5	31.0	41.5

## (4)強制加入の資格取得状況

(単位：人)

区分 年度	学 生			適用もれ者			20歳到達者			公的年金 移 行 者		その他		計		
	対象者数	適用数	率 (%)	対象者数	適用数	率 (%)	対象者数	適用数	率 (%)	対象者数	適用数	対象者数	適用数	対象者数	適用数	率 (%)
R 2 年度	2	2	100.0	1,239	1,239	100.0	1,196	1,196	100.0	1,928	1,928	642	505	5,007	4,870	97.3
R 3 年度	1	1	100.0	1,140	1,140	100.0	1,188	1,188	100.0	2,007	2,007	574	478	4,910	4,814	98.0
R 4 年度	0	0	0.0	1,148	1,148	100.0	1,145	1,145	100.0	2,030	2,030	687	427	5,010	4,750	94.8
R 5 年度	0	0	0.0	1,095	1,095	100.0	1,162	1,162	100.0	2,182	2,182	724	409	5,163	4,848	93.9
R 6 年度	0	0	0.0	1,554	1,554	100.0	1,133	1,133	100.0	1,762	1,762	689	419	5,138	4,868	94.7

## (5)納付実績

区分 年度	被保険者数 (第1号) (人)	納付対象月数 (月)	納付月数 (月)	納付率 (%)	納付額 (千円)
R 2 年度	14,870	109,308	86,086	78.8	1,584,863
R 3 年度	14,512	104,812	85,481	81.6	1,594,787
R 4 年度	14,194	100,685	84,319	83.7	1,578,988
R 5 年度	13,993	100,590	85,014	84.5	1,508,533
R 6 年度	13,742	100,543	85,307	84.8	1,667,206

## 4. 国民年金の給付

### (1)年金の種類及び支給条件など

年金の種類	支給要件	年金額																				
老齢基礎年金	<p>原則として、保険料を納めた期間と免除された期間及び合算対象期間をあわせて10年以上ある人は、65歳に達したときに支給されます。20歳から60歳に達するまでの40年間、すべての期間の保険料を納めた人の老齢基礎年金額は831,700円です。</p> <p>保険料納付期間が40年に不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。昭和16年4月1日以前に生まれた人は、加入可能年数をすべて納付していれば831,700円支給され、納付月数がそれよりも不足する場合は、不足する期間に応じて減額されます。</p> <p>老齢基礎年金は、65歳からの支給を原則としていますが、希望によって支給を繰り上げ、または繰り下げて受けることができます。</p>	<p>831,700円 × <math>\frac{\text{保険料納付月} + \text{保険料免除月数} \times (1/2 \sim 7/8)}{480\text{月}}</math>            (平成13年4月1日から適用)</p> <p>・ 繰上げ支給率 (60~65歳)            繰り上げた月数 × 0.4% 減額 (最大24%)            ※昭和37年4月1日以前生まれの方は            繰り上げた月数 × 0.5% 減額 (最大30%)</p> <p>・ 繰下げ支給率 (66~75歳)            繰り下げる月数 × 0.7% 増額 (最大84%)            ※70歳以上は要件あり</p>																				
障害基礎年金	<p>国民年金加入者が病気やケガにより一定の障害の状態になり、その状態が固定したとき（その状態が固定しない場合は、初診日から1年6か月目）。</p> <p>ただし、初診日の前日において、次のいずれかの要件を満たしていることが必要です。①初診日のある月の前々月までの加入期間のうち保険料納付済期間と免除期間を合算して3分の2以上あること。②初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。</p>	<p>1級 1,039,625円            2級 831,700円</p> <p>受給者によって生計を維持されている18歳未満の子がいる場合、次の額が加算されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加算対象の子</th> <th>加算率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人目・2人目 (1人あたり)</td> <td>239,300円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>79,800円</td> </tr> </tbody> </table>	加算対象の子	加算率	1人目・2人目 (1人あたり)	239,300円	3人目以降	79,800円														
加算対象の子	加算率																					
1人目・2人目 (1人あたり)	239,300円																					
3人目以降	79,800円																					
遺族基礎年金	<p>国民年金に加入している人または免除期間を含め、原則、納付済期間が25年以上ある人が死亡したとき、死亡した人によって生計を維持されていた①「子のある配偶者」、②「子」に支給されます。「子」は、18歳未満到達年度の末日（3月31日）を経過していない子や20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子。</p> <p>ただし、死亡日のある月の前々月までの加入期間のうち、保険料納付済期間（免除された期間を含む）が3分の2以上なければなりません。</p>	<p>831,700円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">子のある妻の場合</th> <th colspan="2">子のみの場合</th> </tr> <tr> <th>子の数</th> <th>加算額</th> <th>子の数</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>239,300円</td> <td>1人</td> <td>一円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>478,600円</td> <td>2人</td> <td>239,300円</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>1人につき 79,800円</td> <td>3人目以降</td> <td>79,800円</td> </tr> </tbody> </table>	子のある妻の場合		子のみの場合		子の数	加算額	子の数	加算額	1人	239,300円	1人	一円	2人	478,600円	2人	239,300円	3人目以降	1人につき 79,800円	3人目以降	79,800円
子のある妻の場合		子のみの場合																				
子の数	加算額	子の数	加算額																			
1人	239,300円	1人	一円																			
2人	478,600円	2人	239,300円																			
3人目以降	1人につき 79,800円	3人目以降	79,800円																			
寡婦年金	老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けないで死亡した場合に、10年以上継続して婚姻期間にあり、生計維持されていた妻が受けることができます。	夫の第1号被保険者の期間について計算した老齢基礎年金の額の4分の3が支給されます。																				
死亡一時金	<p>3年以上国民年金の保険料を納めた人の老齢基礎年金・障害年金のいずれも受けないで死亡したとき、生計を同じくしていた遺族に遺族基礎年金が支給されない場合に支給されます。</p> <p>★寡婦年金と死亡一時金はいずれかを選ぶことができます。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保険料納付済月数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以上15年未満</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>15年以上20年未満</td> <td>145,000円</td> </tr> <tr> <td>20年以上25年未満</td> <td>170,000円</td> </tr> <tr> <td>25年以上30年未満</td> <td>220,000円</td> </tr> <tr> <td>30年以上35年未満</td> <td>270,000円</td> </tr> <tr> <td>35年以上</td> <td>320,000円</td> </tr> </tbody> </table>	保険料納付済月数	金額	3年以上15年未満	120,000円	15年以上20年未満	145,000円	20年以上25年未満	170,000円	25年以上30年未満	220,000円	30年以上35年未満	270,000円	35年以上	320,000円						
保険料納付済月数	金額																					
3年以上15年未満	120,000円																					
15年以上20年未満	145,000円																					
20年以上25年未満	170,000円																					
25年以上30年未満	220,000円																					
30年以上35年未満	270,000円																					
35年以上	320,000円																					

(2)基礎年金等の受給者と年金額

年度末現在(単位:千円)

区分 年 度		老齢給付			障害給付		
		老 齢 年 金	老齢基礎 年 金	小 計	障 害 年 金	障害基礎 年 金 (拠出)	障害基礎 年 金 (無拠出)
R2	件 数	1,411	53,666	55,077	68	709	1,553
	年金額	501,650	37,785,171	38,286,821	61,363	598,162	1,350,511
R3	件 数	1,164	53,719	54,883	64	713	1,561
	年金額	415,203	37,815,928	38,231,131	57,396	599,969	1,354,369
R4	件 数	958	53,514	54,472	61	732	1,566
	年金額	343,350	37,587,638	37,930,988	54,251	611,902	1,351,206
R5	件 数	786	53,369	54,155	57	744	1,601
	年金額	284,112	38,285,861	38,569,973	51,915	634,758	1,410,309
R6	件数	665	53,143	53,808	56	757	1,608
	年金額	248,100	39,230,402	39,478,502	51,873	663,158	1,451,013
							2,166,044

区分 年 度		遺族給付			総 数	死 亡 一時金
		母子 年金	寡婦 年金	遺族基礎 年金		
R2	件 数	0	23	20	43	57,450
	年金額	0	9,649	21,406	31,055	40,327,912
R3	件 数	0	25	21	46	57,267
	年金額	0	10,577	21,941	32,518	40,275,383
R4	件 数	0	31	20	51	56,882
	年金額	0	12,733	21,151	33,884	39,982,231
R5	件 数	0	32	18	50	56,607
	年金額	0	13,534	19,570	33,104	40,700,059
R6	件数	0	31	18	49	56,278
	年金額	0	12,822	20,558	33,380	41,677,926
						4925

(3)老齢福祉年金支給状況

年度末現在(単位:千円)

区分 年度	件 数	年 金 額
R2年度	0	0
R3年度	0	0
R4年度	0	0
R5年度	0	0
R6年度	0	0

(4)保険料の納付形態

(単位:人)

区分 年度	口座振替 (A)	自主納付 (B)	合 計 (C)	割 合 (%)	
				(A/C)	(B/C)
R2年度	4,696	4,525	9,221	50.93	49.07
R3年度	4,636	4,166	8,802	52.67	47.33
R4年度	4,571	3,949	8,520	53.7	46.3
R5年度	4,501	4,037	8,538	52.7	47.3
R6年度	4,393	4,067	8,460	51.9	48.1